

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編）令和元年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				全体に、津波の対策は、震災編の延長程度の内容である。液状化対策は皆無、原発事故はなきに等しい、隠蔽している。液状化は防災地図に、記述があるが。	液状化対策については、風水害等対策編（P 3 0）、震災対策編（P 2 7、P 3 4、P 3 5）、津波対策編（P 7）に記載されていることから、現行のとおりとします。 原子力発電所に関する記述については、風水害等対策編（P 3 9、P 4 0）、震災対策編（P 3 2、P 3 3）に記載されていること、また本市に大きな影響を及ぼす原子力発電所は存在しないことから、現行のとおりとします。
2	風水害等対策編			「風水害編」を「風水害・原発事故編」に変更を。	現行の「風水害等対策編」は、風水害に限らず広範な災害を含めているため、現行のとおりとします。
3	風水害等対策編	1	第1編 総則 第1章 計画の方針 第1節 計画の目的	現行を削除し、提案内容への修正を要望する。 「この計画は、風水害災害・原発災害から市民の「文化的な生活と個人の尊重、生命、自由および幸福追求権・社会福祉」を擁護するために、災害の予防・応急対策・復旧復興計画と地域の安全・日常生活の確保を目的とする。」	現行の「計画の目的」の記載内容で十分であり変更の必要はないと考えることから、現行のとおりとします。
4	風水害等対策編	14	第1編 総則 第4章 津市の特性 第1節 自然的条件	自然的条件に以下の内容を新規に記述するよう求める。 4 地盤・番地質の表示 5 原発の配置と気象現象・事故の可能性	「4 地盤・番地質の表示」については、震災対策編の「第4章 津市の特性」に記載されていることから、現行のとおりとします。 「5 原発の配置と気象現象・事故の可能性」については、本市に大きな影響を及ぼす原子力発電所は存在しないことから、現行のとおりとします。
5	風水害等対策編	17	第1編 総則 第4章 津市の特性 第2節 社会的条件	2 地域特性 下段1から2行目「活発で多様な産業活動が行われてきています」とあるが、丘陵部・低地や平野部は軟弱地盤のため活発に行われていないので、表現を変えること。 (5) 多様な産業活動の10行目「原子力発電事故」を追加する。	ご意見をいただいた「活発で多様な産業活動が行われてきています」という部分は、前段の「工業団地や工場適地への立地によって」を受けての記述であり変更の必要はないと考えますので、現行のとおりとします。 原子力発電所の事故に関する内容については、現行の風水害等対策編、震災対策編の内容で十分であると考えますので、現行のとおりとします。
6	風水害	39	第2編 災害予防計画	原発事故災害が記述されているが独立した課題とし	本市に大きな影響を及ぼす原子力発電所は存在しない

	等対策編		第1章 災害に強いまちづくり 第8節 危険物等災害予防計画	て項目を新設すべきである。 6行目の表から原発の記述を削除する。	と考えることから、現行のとおりとします。
7	風水害等対策編	40	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第8節 危険物等災害予防計画	情報収集という時代は終わった。北陸の原発銀座が、爆発したら、三重県は生活圏から放棄地になる可能性が大だ。逃げることから、放射能の影響の試算は数多くにのぼるだろう。市民を安心させることが重要だ。 3 近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制の整備を削除する。	本市に大きな影響を及ぼす原子力発電所は存在しないと考えております。 また、何らかの事案が発生した際の情報収集体制の整備は非常に重要であると考えますので、現行のとおりとします。
8	震災対策編	1	第1編 総則 第1章 計画の方針 第1節 計画の目的	現行を削除し、提案内容への修正を要望する。 「この計画は、地震・液状化災害から市民の文化的な生活と個人の尊重、生命、自由および幸福追求権・社会福祉を擁護するために、災害の予防・応急対策・復旧復興計画と地域の安全・日常生活の確保を目的とする。」	現行の「計画の目的」の記載内容で十分であり変更の必要はないと考えることから、現行のとおりとします。
9	震災対策編	13	第1編 総則 第4章 津市の特性 第1節 自然的条件	3 地盤・地質 下から四段目に「低地いわゆる平野部は、軟弱で地盤沈下が著しい、場所によっては液状化する地盤である。」と追加するべきである。	本市の平野部の地質について、「軟弱で地盤沈下が著しい」ことを示す出典根拠が不明であるため、現行のとおりとします。
10	震災対策編	21	第1編 総則 第4章 津市の特性 第2節 社会的条件	2 地域特性 2 2段目「活発で多様な産業活動が行われてきています」とあるが、低地や平野部は軟弱地盤のため活発に行われていないので、表現を変えること。	ご意見をいただいた「活発で多様な産業活動が行われてきています」という部分は、前段の「工業団地や工場適地への立地によって」を受けての記述であり変更の必要はないと考えますので、現行のとおりとします。
11	震災対策編	21	第1編 総則 第4章 津市の特性 第3節 対象とする災害	この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質構造等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した災害の経験を勘案し、本市において被害発生が想定される <u>液状化</u> 、地震、津波災害を対象としました。	ご意見をいただいた「液状化」の記載については、地震災害に含まれるものと考えられるため、現行のとおりとします。
12	津波対策編	1	第1章 総則 第1節 計画の目的	現行を削除し、提案内容への修正を要望する。 「地震の中で大規模な地震は、津波をひきおこす。歴史的に津波は多く経験しているが、無視をしてきた。 津波こそ生命を鋭く侵害する自然の営みだ。にもか	現行の「計画の目的」の記載内容で十分であり変更の必要はないと考えることから、現行のとおりとします。

				かわらず、無視をしてきたのは、憲法１１条「基本的人権」１３条「個人の尊重、生命、自由および幸福追求権」の侵害である。人権軽視の見本だ。 津波は地震の中で特段に取り扱わなければならない理由がある。水に飲まれるということだ。飲まれないために、津波の教訓は、命・身体を守るために「てんでんばらばらに、声を掛け合って高いところに逃げる」ことである。高齢者も健常者も非健常者もひとつしかない命を守ることを目的とする。」	
13	風水害等対策編	77	第２編 災害予防計画 第３章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第６節 避難体制の整備	避難所の生活環境の整備について、地域防災計画への記述の充実を図られたい。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ２ 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成２５年８月）内閣府」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。
14	震災対策編	61	第２編 災害予防計画 第３章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第５節 避難体制の整備	避難所の生活環境の整備について、地域防災計画への記述の充実を図られたい。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ２ 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成２５年８月）内閣府」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。